

令和4年第2回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年2月10日（木） 午前9時30分～午前10時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

2番：道園 浩二

3番：田口 昭広

4番：小島 政文

5番：尾上 春樹

6番：告宮 幸一

7番：塚本 壽

8番：山田 和治

9番：寺本 眞理子

10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

1番：中川 光春

○農地利用最適化推進委員

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員のみ出席。

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸

事務局次長：才保 親哉

係 長：山川 茂夫

主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第2 報告第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

日程第3 報告第4号 農地形状変更届出書について

日程第4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和4年第2回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、1番の〇〇委員から欠席報告があっておりますので、お知らせします。 なお、今回の総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、農業委員のみで開催することとしましたのでお知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、3番の〇〇委員、4番の〇〇委員に指名します。 議事に入る前に議案書の訂正があります。 まず、議案書2ページ、報告第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」の使用貸借権設定の部、番号2番を1番に訂正をお願いします。 次に、議案書3ページ、報告第4号「農地形状変更届出書について」の備考欄に工事期間を掲載していますが、「令和3年2月から令和9年1月31日まで」の部分を「令和4年3月から令和5年2月まで」に訂正をお願いします。 最後に、議案書7ページ、議案第6号「農用地利用集積計画の審議について」の使用貸借権設定の部、番号2番を1番に訂正をお願いします。 それでは議事に入ります。 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。

議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第２号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第２号については、これで終わります。 次に、報告第３号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の２ページをお願いします。 報告第３号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 賃借権設定の部１番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の１０年間です。 賃借料については、備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部１番、配分された土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の１０年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第３号について、質疑ありませんか。 …７番、〇〇委員。
〇〇委員	使用貸借権設定の部について、貸人・借人が同じ方ですが、中間管理機構を通す意味を教えてください。
事務局	備考欄に農地集積加速化事業と記載しておりますけれども、大川内地区がこの事業に推進されており、農地の集約化率を８割に上げることを目標にその方法として、本人から本人へ機構を通して使用貸借を結ぶということです。本来であれば、他の方から借りるのが一般的な手法ではありますが、これも一つのやり方として認められると聞いております。
〇〇委員	そのような方法があるということですね。わかりました。
議長	他にありませんか。 （質疑なし）

	質疑なしということですので、報告第3号については、これで終わります。 次に、報告第4号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の3ページをお願いします。 報告第4号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 造成の理由は、現地は湿田地帯であり、水田としての耕作が困難なため、盛土し畑として管理する。ということです。 工事期間は、先ほど説明したとおり訂正をお願いします。 盛土高については、備考欄のとおりです。 総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、養護老人ホーム有隣の南側、約100mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は圃場整備しており、形状は管理しやすい農地ですが、造成理由にもあったとおり湿田地帯であることから、水田としての耕作管理が難しいため、盛土を行い、畑として管理を行うということでした。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局からの説明とおりです。 何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第4号について、質疑ありませんか。 …7番、〇〇委員。
〇〇委員	位置図からみて、申請地が湿田で耕作できないということなら、周辺農地はどのような状態でしょうか。
事務局	周辺の農地につきましても湿田ですが、今回の申請地は、田んぼとして耕作するのが難しいため、ハウス等を建てて、季節野菜を栽培されるということでした。
〇〇委員	わかりました。

議長	他にありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第４号については、これで終わります。 次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の４ページをお願いします。 議案第４号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については記載のとおりです。 総会資料の２ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、白岩バス停の北西側、約２５０mの位置になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地の状態ですが譲り受けた後は、畑として適正に管理するということでした。 総会資料の３ページをお願いします。 契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により耕作管理できないため、譲り渡す。譲受人は、譲受し、畑として耕作管理する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 ２番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の４ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、小田浦バス停の南側、約１００mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地の状態ですが譲り受けた後は、畑として適正に管理するということでした。 総会資料の５ページをお願いします。 契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により耕作管理できないため、譲り渡

	す。譲受人は、譲受し、畑として耕作管理する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を 3 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	この件は、譲渡人が町外に引っ越されたため、譲受人が宅地を購入するのに併せて無償で申請地を譲受することですので、よろしくお願いします。
議長	2 番の案件につきましては、1 番の〇〇委員ですが欠席ですので、事務局より説明をお願いします。
事務局	2 番の案件について、説明させていただきます。 当日は、〇〇推進委員と事務局で現地確認をいたしました。 総会資料の 4 ページに位置図を載せておりますけれども、申請地の横に宅地があり、譲受人が宅地を譲受して、家を建てる計画です。それに併せて今回の申請地の農地を譲受することとなっています。 申請地周辺にミカン畑がありますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	補足説明が終わりました。 議案第 4 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を

	議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番から次のページの 1 4 番までは同一案件のため、まとめて説明します。 申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、堆積土砂の仮置場です。 総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、長沢公民館の西側、約 1 5 0 m の場所を含めた全部で 2 5 筆になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、県道を挟んだ向かい側に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 7 ページをお願いします。 事業の全体計画図を載せています。 黄色線で囲んでいる部分が全体の盛土用地になります。 計画図内の除外となっている部分については、相続登記等が進んでいないため、登記が進み次第、事業計画に入るということでした。 記載のとおり、事業計画面積は約 1 7. 5 h a あり、河川側に農地が集約されています。 また、赤線の部分は、非農地判断により農地外と判断された箇所、青線で囲んでいる部分が今回の申請地となっています。 なお、除外となっている部分については、相続登記に時間を要するため、今回の計画からは外されていますが、相続登記完了後には、改めて申請される予定となっています。 総会資料の 8 ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がり、青線で囲んだ今回の申請地及び緑色斜線で示している農地を含めた約 1. 3 h a となり、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 総会資料の 9 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 事業開始予定は、2 0 2 4 年（令和 6 年）を計画しており、排水は雨水のみで自然透水ですが、大雨などを想定し両側に排水路、平坦部分には側溝を設置する計画となっています。

	また、図面の上部に市松模様の部分には洪水調整池を設ける計画となっています。 なお、橋梁については、現在の橋梁が令和2年7月豪雨により、被災していることもあり、河川上流側に新たに新設する計画となっています。 総会資料の10ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、瀬戸石発電所に堆積した土砂を平成24年度より白木の赤尼田地区に搬出しておりますが、事業の早期完了が国から求められたことから事業計画を見直した結果、年間堆砂処理量が増加することから、新たに堆積土砂置場の確保が必要となったため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番から14番の案件をまとめて、6番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	2月4日に現地確認を行いました。 事務局から説明のあったとおり、事業開始は数年後からということですが、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第5号について、質疑ありませんか。 …7番、〇〇委員。
〇〇委員	計画については了解しましたが、今回仮置場となっておりますが、その後も土砂を置いておくわけですね。
事務局	今回の申請は転用のため、基本的には農地外になると思われます。現地確認の際にも譲受人と話をしたのですが、現段階では、仮置場として段々に積んだ

	状態で終わるとのことです。
〇〇委員	原野になるということですね。この後に植樹とか、利用の方法はないのですか。このまま土砂を置くというより、なるべく自然に戻すような方法で、積んだから終わりじゃないと思います。
事務局	今の事業計画の状態では、その後どうするということまでは記載してありませんが、農地法だけでなく、林地開発等の関係でも協議が行われると思いますので、その中で話が出てくるのではないかと思います。 先ほど〇〇委員が言われたとおり、地域のためのやり方もあると思うので、協議をしながら、進めていきたいと思います。
〇〇委員	廃土を捨てて終わりじゃなくて、地域の人たちのためにあるいは、自然に戻す方法を是非とっていただきたいと思います。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 7 番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。 8番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。 9番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。 10番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。 11番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。 12番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。 13番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、13番については、原案のとおり決定しました。 14番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、14番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第6号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の7ページをお願いします。 議案第6号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地

	利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の 15 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の 2 年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 6 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。